

別紙

「障害者のふれあい交流」事業実施要領

1 目的

障がい者の社会参加を促進させるため、列車を利用し、自然景観の眺望を楽しむとともに、屋外でのレクリエーションなどを通して、障がい者同士の交流やボランティアの人々とのふれあいを深め、有意義な一日を過ごしてもらうことを目的とする。

2 主催

主催は函館市とする。ただし、この事業を社会福祉法人函館市社会福祉協議会に委託する。

3 実行委員会の設置

「ふれあい交流」事業を円滑に行うため、障がい者団体、ボランティア団体等で構成する「ふれあい交流事業実行委員会」を設置する。

4 開催期日

平成19年8月26日(日)予定

5 対象者

市内に居住する在宅の障がい児(者)

6 定員

550名(障がい児(者)400名 ボランティア150名)

7 事業内容

列車で移動

函館 ————— 森町 ————— 函館

森町(青葉ヶ丘公園)でレクリエーションを実施

8 参加料

無料とする。